

保存期間長期

通達乙交総第747号

平成29年12月21日

本部内各部課長

警察学校長 殿

各警察署長

茨城県警察本部長

緊急自動車等の指定等に関する事務要領の制定について

緊急自動車及び道路維持作業用自動車（以下「緊急自動車等」という。）の指定申請及び届出確認（以下「指定等」という。）に関する事務については、緊急自動車等の指定等の事務要領の制定について（平成29年3月6日付通達乙交総第171号。以下「旧通達」という。）により実施してきたところであるが、より一層効率的な業務の推進を図るため所要の改正を行うこととしたので、別添のとおり、「緊急自動車等の指定等に関する事務要領」を新たに制定し、平成30年1月1日から実施することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、旧通達については、平成29年12月31日限り廃止する。

## 別添

### 緊急自動車等の指定等に関する事務要領

#### 第1 趣旨

この要領は、緊急自動車等の指定等に関し必要な事項を定める。

#### 第2 緊急自動車等の指定等に関する事務の取扱いは、次のとおりとする。

##### 1 緊急自動車等の指定に関する事務

###### (1) 検査未済自動車の用途及び設備に関する書類審査（仮審査）

茨城県公安委員会と関東運輸局茨城運輸支局長との申合せ（以下「申合せ」という。）により、緊急自動車等の指定を受けようとする自動車の検査（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）による自動車の検査（以下「検査」という。））は、茨城県公安委員会が事前に当該自動車の用途及び設備（以下「用途等」という。）を書類審査（以下「仮審査」という。）したものであるのみ行うこととされていることから、交通部交通総務課長（以下「交通総務課長」という。）は、検査未済の自動車について茨城県道路交通法施行細則（昭和53年茨城県公安委員会規則第11号。以下「細則」という。）に規定する緊急自動車指定申請書（細則様式第11号。以下「申請書」という。）の提出を受けたときは、ただちに仮審査を行い、要件を備えていると認めるときは、申請書の登録番号欄下部に車台番号を記載させた上、欄外に茨城県警察文書等取扱いに関する訓令（平成3年12月11日本部訓令第12号。以下「文書訓令」という。）様式第4号の本部受付印を押印し、仮審査済の証明に代えるものとする。

なお、警察署に対して検査未済の自動車について申請書の提出をする者があつた場合には、警察本部に対して申請するよう教示すること。

###### (2) 緊急自動車等指定申請受付（仮審査）管理簿による管理

検査未済の自動車に関する申請書の提出を受けた場合、交通総務課長は、緊急自動車等指定申請受付（仮審査）管理簿（別記様式第1号）に仮審査受付日等必要事項を記載し、緊急自動車等の申請受付状況を管理する。

###### (3) 緊急自動車等の指定申請の受理

緊急自動車等の指定申請は、指定を受けようとする自動車が(1)の規定に

よる検査を受けているものである場合に限り受理することができる。

警察本部長（以下「本部長」という。）は、当該申請について要件を満たしていると認める場合、緊急自動車指定証（細則様式第12号）又は道路維持作業用自動車指定証（細則様式第13号）（以下これらを「指定証」という。）を申請者に対し交付する。

(4) 警察署において申請を受理した場合の措置

ア 警察署における措置

警察署において申請書を受理したときは、当該警察署長は、速やかに関係書類を交通部交通総務課（以下「交通総務課」という。）を經由して本部長宛てに送付する。

イ 警察本部における措置

本部長は、アにより申請書の送付を受けたときは、審査を行い要件を満たしていると認める場合、警察署長を經由して指定証を申請者に対し交付する。

2 緊急自動車等の届出確認に関する事務

(1) 検査未済自動車に関する届出の受理（仮審査）

届出に係る緊急自動車等の検査については、申合せにより、指定に係る検査未済の自動車の取扱いに準じて行うので、警察署長は、検査未済の自動車について緊急自動車届出書（細則様式第14号。以下「届出書」という。）の提出があった場合、ただちに当該届出に関する仮審査を行い、当該自動車が用途等についての要件を備えていると認めるときは、届出書の登録番号欄下部に車台番号を記載させた上、欄外に警察署の受付印（文書訓令様式第6号）を押印し、仮審査済の証明に代える。

(2) 緊急自動車等届出確認管理簿による管理

検査未済の自動車に関する届出書の提出を受けた場合、警察署長は、緊急自動車等届出確認管理簿（別記様式第2号）に仮審査受付日等必要事項を記載し、緊急自動車等の届出受付状況を管理する。

(3) 交通総務課における仮審査の実施

警察本部に対して検査未済の自動車について届出書の提出をする者があつ

た場合には、交通総務課長も仮審査を行うことができる。

交通総務課長が仮審査を行ったときは、その旨を速やかに当該自動車の使用の本拠地を管轄する警察署の署長宛てに連絡する。

(4) 緊急自動車等の届出の受理

緊急自動車等の届出は、届出をしようとする自動車が1(1)の規定による検査を受けているものである場合に限り受理することができる。

届出を受理した警察署長は、審査の上、要件を満たしていると認める時は、交通総務課に連絡して交付番号を取得した上で、緊急自動車届出確認証（細則様式第15号）又は道路維持作業用自動車届出確認証（細則様式第16号）（以下これらを「確認証」という。）を届出者に対し交付する。

(5) 確認証の返納届、記載事項変更届を受理した場合の措置

警察署長は、確認証の返納届又は記載事項変更届を受理したときは、緊急自動車等届出管理簿（別記様式第2号）にその旨を記載し適正に管理するとともに速やかに交通総務課に連絡する。

第3 地方公共団体の保有する消防用自動車の取扱い

地方公共団体の保有する消防用自動車のうち、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第13条第1項第1号に掲げる自動車に該当するものは次のとおりとする。

広報車（火災その他の現場で避難誘導に用いるものに限る。）、ポンプ車、はしご車、水槽車、化学車、放水塔車、司令車、先行車、空中作業車、排煙車、高発泡車、照明車、電源車、林野火災工作車、空気充填車、ポンプ積載車、資機材搬送車、高所放水車、放水砲車、消火剤投入車、無線車、破壊工作車、レッカー車、クレーン車、救助工作車、レスキュータワー車、耐熱救難車、耐熱救出車、震災救援車、多重情報処理車及び震災工作車

第4 運用上の注意

- 1 緊急自動車等の届出確認に関する事務は、原則として即日処理すること。
- 2 緊急自動車等の指定等の事務を行う場合には、指定又は届出に係る自動車の用途等について十分確認するとともに、当該自動車の運転に従事することとなる者の確認等、安全運転管理を確保するための措置状況についても聴取するな

どの措置を講ずること。

- 3 緊急自動車等の届出の受理については、消防機関等の業務に支障を生じさせないよう十分配慮すること。
- 4 交通総務課長は、指定証を交付したときは、緊急自動車等指定台帳（別記様式第3号）に、確認証を交付したときは、緊急自動車等届出台帳（別記様式第4号）にそれぞれ必要事項を記載し、緊急自動車等の実態の把握と適正な管理に努めること。



緊急自動車等届出確認管理簿

整理 番号	仮審査 受付日	用途	届出者	連絡先	受付者	本申請 受付 交付日	使用者等	自動車 登録番号	交付番号	備考
		消 防 用 ( 救 急 用 ( 道路維持作業用 (								
		消 防 用 ( 救 急 用 ( 道路維持作業用 (								
		消 防 用 ( 救 急 用 ( 道路維持作業用 (								
		消 防 用 ( 救 急 用 ( 道路維持作業用 (								
		消 防 用 ( 救 急 用 ( 道路維持作業用 (								
		消 防 用 ( 救 急 用 ( 道路維持作業用 (								
		消 防 用 ( 救 急 用 ( 道路維持作業用 (								
		消 防 用 ( 救 急 用 ( 道路維持作業用 (								
		消 防 用 ( 救 急 用 ( 道路維持作業用 (								
		消 防 用 ( 救 急 用 ( 道路維持作業用 (								

※返納届・記載事項変更等の届出を受理した際は、備考欄に日付・変更事項等を記載すること。



